子ども・子育て支援新制度 市民説明会

◆子ども・子育て支援新制度の概要

P 2~P11

◆保育所・認定こども園・幼稚園等の利用手続き等

P12~P18

※国の検討・準備状況等により、今後変更となる可能性があります

大阪市 平成26年10月



子ども・子育て支援の課題

親の就労の有無にかかわらず 質の高い幼児期の学校教育・ 保育を受けられることが 望まれてきました



都市部を中心に 保育所に入れない 待機児童が存在します 家庭や地域での 子育て力が低下していると 言われています

新制度での取り組み



質の高い幼児期の学校教育・保育を 総合的に提供します

待機児童の解消の ため、保育の受入れ 人数を増やします 子育ての相談や 一時預かりの場を増や す等、地域の子育て支援を一層充実させます

新制度実施のための財源

- ・消費税率引上げ(10%)による増収分のうち7,000億円程度の財源を確保
- ・その他の財源も含め、合計1兆円の 財源確保を目指しています

子ども・子育て支援の







量的拡充 約4,000億円 (保育施設、一時預かりなどを増やします) 質の改善 約6,000億円 (職員配置の改善など)

新制度の検討状況等

関連3法(平成24年8月成立)

- ◆子ども・子育て支援法
- ◆認定こども園法の一部を改正する法律
- ◆関係法律の整備等に関する法律 (児童福祉法・学校教育法等の改正)

(国の)子ども・子育て会議

<u>(平成25年4月~)</u>

<u>大阪市こども・子育て支援会議</u> (平成25年7月~)

大阪市こども・子育て支援計画(仮称)について

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画を作成します

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を必要とせず家庭で子 育てを行う家庭

(子ども・子育ての利用希望) 学校教育+子育て支援 満3歳以上の子どもを持つ、 保育を必要とする家庭

(子ども・子育ての利用希望) 学校教育+保育+子育て支援 +放課後児童クラブ 満3歳未満の子どもを持つ、 保育を必要とする家庭

(子ども・子育ての利用希望) 保育+子育て支援 満3歳未満の子どもを持つ、 保育を必要とせず家庭で子 育てを行う家庭

(子ども・子育ての利用希望) 子育て支援



ニーズ調査等による需要の調査・把握 (現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)



計画的な整備・実施

子どものための教育・保育給付

保育所・幼稚園・認定こども園・ 小規模保育・家庭的保育など

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 放課後児童クラブなど

地域子ども・子育て支援事業について

ファミリー・サポート・ センター事業

放課後児童クラブ



利用者支援

地域子育て支援 拠点事業 病児保育事業

子育て

短期支援事業

──時預かり 〜



養育支援訪問事業

1 P

妊婦健康診査

乳児家庭 全戸訪問事業

新制度の各施設・事業の仕組み

施設型給付 ""

認定こども園0歳~5歳

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳

新制度へ参入 しない幼稚園

もあります

保育所 0~5歳

地域型保育給付

O~2歳 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新制度の教育・保育の場

保育所 0~5歳



就労などのため家庭で保育できない 保護者に代わって保育する施設

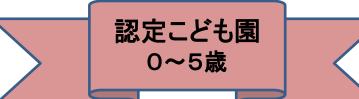
- ・利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長 保育を実施
- ・利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育できない保護者 (入所要件は基本的に今までと変わりません)

小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校

- ・利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育 時間前後や園の休業中の教育活動(一時預かり) などを実施
- ・利用できる保護者制限なし

※保育所での保育は、児童福祉法で 「養護及び教育を行うと定義されています (20141010追加しました) ※幼稚園については、新制度に参入 しない園もあります

新制度の教育・保育の場





教育と保育を一体的に行う施設

- ◆幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年~)
- ◆新制度では、新たな設置や幼稚園、保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます



- ・保護者の働いている状況に関わりなく、3~5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- (2) 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます

新制度の教育・保育の場



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、O~2歳の子どもを預かる事業

- ◆新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多いO~2歳児を対象とする事業を 増やします
- ◆保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の さまざまな状況に合わせて保育の場を確保します



1 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います 小規模保育

2 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します
A 居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います



施設等を利用するには「認定」が必要になります

◆新制度では、保育の必要性の認定に応じ、認定証が交付されます

年齢	保育の 必要性	支給認定区分	教育•保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
満3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業



- ・両親ともに就労していても、1号認定を受けて、幼稚園や認定こども園に 通うことができます
- 教育標準時間前後に一時預かりを行う園もあります。

施設等を利用するには「認定」が必要になります

2・3号は、保育の必要量に応じて、

「保育標準時間」又は「保育短時間」と認定されます

1号:教育標準時間・・・1日4時間を標準として学則等 により各施設で定める教育課程に係る時間

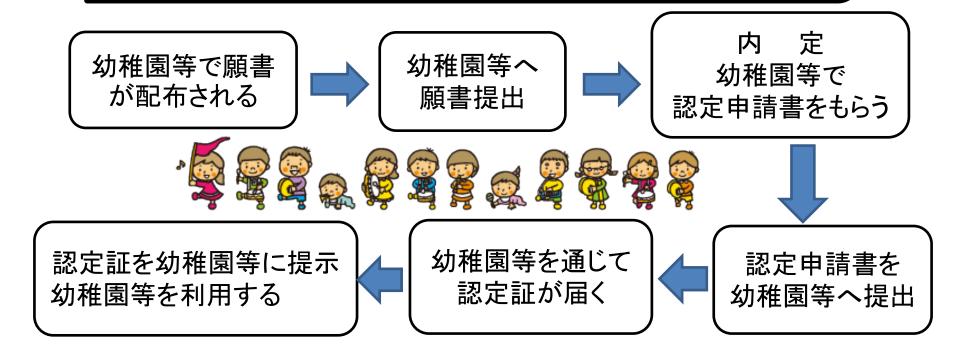
2・3号:保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要 となる保育時間

2·3号:保育短時間···1日最大8時間の中で必要となる保育時間

※一時預かりや延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます

ただし、保育標準時間、保育短時間について、実際に保育施設等を利用できる時間は、原則として、就労や通勤等により保護者の方が保育を行うことができない時間となります

1号(幼稚園・認定こども園)認定・利用手続き



- ※利用にあたっては、重要事項説明を受け、各園と利用契約を結びます
- ※大阪市が定めた利用料を事業者(幼稚園・認定こども園)に納める
 - ●今年度は国の準備状況により認定証の交付が遅れる可能性があります

2·3号(保育所·認定こども園·地域型保育事業) 認定·利用手続き *4月入所イメージ

お住まいの区役所へ 認定申請書を提出

(認定申請書、利用申込書は区役所、保育所等で配布される他市のホームページからダウンロードも可能です)



区役所から認定証と 利用調整結果が届く

(保育所等へも利用調整結果等を 連絡します)

保育所の場合



認定証を提示して利用する

- ※利用にあたっては重要事項説明を受けます ※大阪市が定めた利用料を大阪市に納める
- ※今年度は国の準備状況により認定証の 交付が遅れる可能性があります



認定こども園・ 地域型保育事業の場合

認定証を提示して利用する

- ※利用にあたっては、重要事項説明を受け、 各園と利用契約を結びます
- ※大阪市が定めた利用料を事業者 (認定こども園・地域型保育事業)に納める

保育を利用する場合の利用調整(2・3号)

※これまで実施してきた「入所選考」にあたるものです

- •保育所
- 認定こども園(2号・3号のみ)
- •地域型保育事業



大阪市が保護者の希望等に基づき、 保育の必要性に応じて利用する施設・事業を調整します

新制度の対象施設の利用料(保育料)について

<u>幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の</u> 利用料(保育料)は「応能負担」です

- 保護者の所得(支払能力)によって、利用料を負担する仕組みです
- 基本的な仕組みは、現在の保育所保育料の仕組みと同様です
- ・今まで所得税から算定していましたが、市民税の額により算定します
- ・幼稚園についても同様の仕組みが適用されます※
- ・金額については、国が定める基準を上限に市町村が定めることとされて おり、詳細については検討中です

※新制度に移行しない幼稚園は従来と同じで就園奨励費も残ります

この他、施設独自に、実費徴収(給食費、通園費、教材費など)や上乗せ徴収(教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設設備など)が発生する場合があります

* 設定する場合は、額や理由について、事前に保護者に説明し、同意を得る必要があります

多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合

第2子は半額、第3子は無料になります

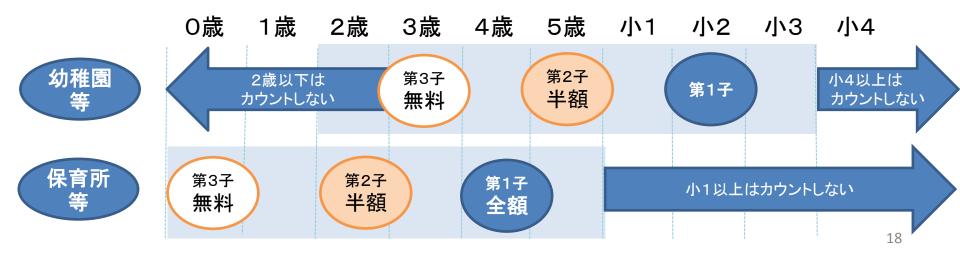
幼稚園・認定こども園(1号) では、

年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、 その中の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします

保育所・認定こども園(2号・3号)・地域型保育事業 では、

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、

その中の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします



問い合わせ先

〇新制度全般、保育所、認定こども園に関すること

こども青少年局保育施策部保育企画課こども子育て支援制度構築グループ 電話 6208-8342 ファックス 6202-9050

○幼稚園に関すること

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ 電話 6208-8165 ファックス 6202-6963

〇地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブを除く)に関すること

こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ

電話 6208-8111 ファックス 6202-6963

※ ただし、公立保育所での実施に関することは下記へ こども青少年局保育施策部保育所運営課運営グループ 電話 6208-8121 ファックス 6202-9050

○放課後児童クラブに関すること

こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 電話 6208-8163 ファックス 6202-2710

〇広報、事業計画に関すること

こども青少年局企画部総務課企画グループ 電話 6208-8153 ファックス 6202-7020





大阪市のホームページで「子ども・子育て支援新制度」の内容を紹介しています。 新しい情報も随時更新しますので、詳しい内容を知りたい方は、ホームページをご覧く ださい。



大阪市 新制度 検索

http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000243575.html